

第22期第24回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月18日(金) 14時00分から14時35分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 「やまもも」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、問可柁善(web)、小笠原利幸、畠中悠(web)、
浦尻和伸、蔭山純由、益本俊郎、中澤芳江、石田実、川竹佳子(計11名)
- 欠席委員 前田嘉広
- 署名委員 石田実、中澤芳江
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、占部主幹、坂本主事
- 4 審議事項
- 第1号議案 漁業の免許について(共同漁業、区画漁業、定置漁業)
 - 第2号議案 ぶり飼付漁業の保護区域に関する委員会指示について
 - 第3号議案 定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

5 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第24回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まずはじめに、資料の差し替えをお願いいたします。第3号議案の資料3について、内容の修正がございましたので、本日お配りした資料と交換していただきたいと思います。

また、追加資料1枚と次回の委員会のお知らせを1枚、お配りしております。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は11名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。なお、問可委員、畠中委員は、webによる出席です。では、会長、お願いいたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長から、ごあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第24回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど事務局から説明のあったように、昨日来からの大雨により交通機

関にも影響がでてきているということで、会長に了解をいただき、webを併用させていただいております。ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

本日の委員会では議案を3件お願いしているところでございます。

第1号議案の「漁業の免許について」は、本年9月1日からの新たな免許になります漁業権一斉切替えに関するご審議となります。この5月には、本委員会でご審議をいただき、漁場計画を公示いたしました。それに基づき、漁業協同組合などから免許申請がございましたので、漁業法の規定に基づき、本委員会にお諮りするものでございます。

第2号議案の「ぶり飼付漁業の保護区域に関する委員会指示について」及び第3号議案の「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」は、今月末をもって現行の漁業権に係る委員会指示の有効期間が満了しますので、9月1日以降の新たな漁業権に係る委員会指示を発動しようとするものです。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、前田委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、石田委員と、中澤委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の免許について（共同漁業、区画漁業、定置漁業）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

志和チーフ

それでは、第1号議案 漁業の免許について、説明をいたします。資料1をご用意ください。1ページの諮問文を朗読いたします。

5高漁管第461号、高知海区漁業調整委員会様、共同漁業、区画漁業及び定置漁業の漁業の免許について、令和5年5月31日付け高知県告示第314号に基づき申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。令和5年8月9日。高知県知事濱田省司。

それでは、2ページをご覧ください。

今回の一斉更新に係る申請件数は、共同漁業674件、区画漁業121件、定置漁業34件、合計829件です。各漁業の種類別の件数は、一覧表のと

おりです。

区画漁業権及び定置漁業権については、漁場計画と同数の申請件数となっています。

共同漁業権については、設定した漁場計画の件数に対し、免許申請件数が6件少なくなっておりますが、これは吉良川町漁協から申請が行われなかったためです。

漁業権の免許につきましては、漁業法第70条に「免許の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

また、法第71条には「申請者が適格性を有する者でない場合は、漁業の免許をしてはならない。」としており、法第72条では個別漁業権及び団体漁業権のそれぞれの適格性について定めております。

個別漁業権とは、漁業権を有する者が自ら漁業を営むもので、定置漁業権や、真珠養殖などの区画漁業権が該当します。

次に団体漁業権ですが、これは漁業権を有する者が自ら漁業を営まない場合に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が取得する漁業権で、共同漁業権、区画漁業権が該当します。

まず、漁業法第72条に定める適格性について説明いたします。追加でお配りしました資料をご覧ください。漁業法の関連部分を抜粋したものです。

第72条第1項では個別漁業権、第2項では団体漁業権の適格性が定められています。第2項の団体漁業権の適格性につきまして、漁業法の記載が少しわかりにくいので、簡単に説明いたします。

第1号は、現在の漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権、これを類似漁業権といいます。類似漁業権である区画漁業権についての規定です。関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む全世帯数のうち、組合員の属する世帯数が三分の二以上であることが要件とされています。

第2号は、第1号以外の漁業権についての規定です。関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む全世帯数のうち、組合員の属する世帯数が三分の二以上であることが要件とされています。

今回の免許申請においては、すべて類似漁業権ですので、区画漁業権については第1号、共同漁業権については第2号が適用されることとなります。

それでは、クリップ止めの資料1のうち、共同漁業権の免許の適格性審査資料をご覧ください。申請者別にまとめた資料となっております。

共同漁業権については、すべて団体漁業権ですので、先ほど追加資料で説明いたしました、第72条第2項第2号が要件となります。

表中右から3列目、「漁業法第72条第2項該当」という項目がこの要件

にあたり、各漁協から提出された世帯状況調書により確認を行いました。その他の項目ですが、左から総会の特別議決、理事の資格を証する、登記事項証明、定款、一つ飛ばしまして、漁業生産力の発展に関する計画についても、すべての申請で要件を満たしております。右端のその他欄に、代表者選定届、協定書と記載しているものは共同で申請が提出されたものです。このうち、漁業生産力の発展に関する計画は、改正後の漁業法で新たに定められたもので、こちらの条項も追加資料に掲載しておりますのでご覧ください。第74条「漁業権者の責務」として、漁業生産力を発展させるため、団体漁業権を有する漁業協同組合が計画を作成し、定期的に点検を行うことと規定されています。

次に、区画漁業権の免許の適格性審査資料をご覧ください。

区画漁業権については、真珠養殖業のみが個別漁業権、それ以外は、団体漁業権となっています。個別漁業権における適格性は、漁業法第72条第1項に定められており、これらの要件については、申請者からの誓約書の提出をもって確認しています。区画漁業権の団体漁業権においては、漁業法第72条第2項第1号が要件とされております。表中右から3列目、漁業法第72条第2項第1号該当という項目がこの要件にあたり、各漁協から提出された世帯状況調書により確認を行いました。他の項目については、共同漁業権と同様の内容で、すべての申請において要件を満たしております。

続いて、定置漁業権の免許の適格性審査資料をご覧ください。

定置漁業権は、すべて個別漁業権ですので、先ほど説明いたしました、区画漁業権の個別漁業権と同様に、誓約書の提出により、適格性を確認いたしました。今回の免許申請では、定置漁業の漁業権番号第1,001号、1,002号、1,003号の申請者が、これまでと変更になっております。これまでは、東洋大敷組合に対して免許しておりましたが、今回は1,001号は有限会社 野根水産が、1,002号1,003号は、有限会社 野根水産と櫻井富美子氏が共同で申請を行っています。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

先ほどの説明で、共同漁業権で吉良川から申請がなかったです。はいそうです。ということで終わっているが、具体的な理由はなぜか。

木村次長

吉良川町漁協については、去年の段階で、県が確認したところ、漁業を営んでいるものの数が法定要件を満たしていないという状況で、県としては解散状態にあると認定しています。県として解散手続きをするよう行政

指導を行っているが、現時点でまだ手続きがなされていないが、漁協の法人格は残っている状況です。

そういう状況であり、漁業権の免許申請がなかったものと推測されます。漁業権の免許の更新に関して、吉良川町漁協には9月1日以降の漁業権が免許されないということは伝えておりました、漁業権に基づく操業ができなくなることを伝えております。また、8月中には、吉良川町漁協を訪問し、組合長と事務員に漁業権が免許されないことによる影響を文書で通知するとともに再度説明したいと考えています。

浦尻委員

それでは漁業者が20名を切ったということで、今まであった吉良川の共同漁業権の扱いはどうなるのか。

木村次長

現在、吉良川町漁協が有していた共同漁業権の区域につきましては、今回申請がございませんでしたので、その区域には漁業権が設定されないという整理になります。

蔭山委員

県下の海面に第一種、第二種の共同漁業権がなかったというのは、今まで経験がない。ないでしょう。そうすると何でもありになってしまう。漁業法と調整規則で制限されている以外のことは何でもありになってしまう。周辺の漁業権に悪影響が及ぶ可能性がある。ここがかまわなかったら、ここもかまわんといった誤解が発生するとか。それであれば何らかの制限措置はかけるべき。例えば委員会指示で制限してみるとか。そのままほったらかしにしておくのはとってもまずい。

浜渦課長

こういった事態になる前に解散した漁協の漁業権を引き取ってということが過去にもありましたので、高知県漁協と協議させていただきましたが、吉良川については漁業権を取得するのは難しいという話はございました。漁場計画はこれまでどおり設定させていただきましたが、実際漁協が法定数を割り、漁業ができていないという状況に至りましたので、こうした形になりました。

漁業権が設定されていない区域について、蔭山委員がおっしゃるように危惧されますので、こういった形がとれるのか検討はしてみたいと思いますが、調整規則で最低限の制限がかかっている状態でこういったことができるのかすぐお答えはできませんが、検討してみたいと思います。

蔭山委員

できるだけ早くしてください。検討だけでも意味がないので。

実質的に漁場を管理していくか。例えば地元におられる方が、組織がないにしてもどう使えるようにすればいいのかということを考えてあげれ

ばいいのかなという気がします

浜渦課長

例えば、一部いせえびを刺し網で獲っている漁業者の方が何人かおられると聞いていますので、近日中には吉良川町漁協にいきましてそうした対応をどうするのかという話をさせていただきますので、そうした方がどうしてもいせえびの刺し網をやりたいということであれば、許可漁業で対応するなど考えていきたい。

浦尻委員

吉良川であわび、とこぶしなどの漁業権がなくなり、一般の方も採ることが可能になるよね。

西山副部長

先ほど課長が説明しましたことと重複しますが、ご指摘のとおり、調整規則に触れない限り、一般の人でも徒手採捕などでは採ってもいいということになります。漁業実態として、あわび、とこぶしを採っている人はいない。一方、いせえびは採っている人がいるので、こちらは許可漁業で対応できないかと検討しているところでございます。

ご指摘のとおり、近隣の方が来られたときにトラブルになるということもございますので、高知県漁協と羽根町漁協には事前に漁業権の申請をしないかということをお願いを行いましたが、両漁協ともしないというお答えでしたので、このようなことになっていますが、委員会でこのような意見、懸念の声がでたということは、両漁協にお伝えした上で対処を考えていきたいと思っております。

木下会長

他にございませんか。他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「漁業の免許について（共同漁業、区画漁業、定置漁業）」は、原案のとおり免許することが適当とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との発言あり）

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第2号議案、「ぶり飼付漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

志和チーフ

それでは、第2号議案 ぶり飼付漁業の保護区域に関する委員会指示に

ついて、説明をいたします。

保護区域に関する委員会指示は、定置漁業や飼付漁業のように、待ち受けて漁獲する漁業に対して、周囲で著しく支障を及ぼす漁業を営んだり、定置、飼付漁業の魚道を遮断したり、魚群を散逸させる行為をしてはならないという内容の委員会指示を発動するものです。

漁業法 120 条第 1 項では、必要と認めるときは、海区漁業調整委員会はこうした指示を行うことができると規定されています。

委員会指示の有効期間は、漁業権の免許の期間と連動しており、ぶり飼付漁業の保護区域に関する現在の委員会指示は、令和 5 年 8 月 31 日付けで失効します。

今回の漁業権の一斉切替えに伴い、漁業権の免許申請者から新たに保護区域の設定申請がありましたので、委員会にお諮りするものです。

1 ページの委員会指示案をご覧ください。

1 の指示の内容ですが、次の表の左欄に掲げる免許漁業に係る同表の右欄に掲げる保護区域内及び免許区域内においては、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸(さんいっ)させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りではない、としています。

2 の指示の有効期間は、免許期間と同じ、令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日までとしています。

次の表をご覧ください。

今回の飼付漁業における保護区域の設定申請は、表にありますように、足摺岬白山沖のぶり飼付漁業の 1 件で、現行の指示と同一のものです。

保護区域の設定基準については 2 ページをご覧ください。

漁業権の中心点から半径 800m の円周によって囲まれた区域で、今回の申請に係る保護区域は、3 ページの漁場図に表示しております。

なお、公報に登載する委員会指示につきましては、担当部署の指示により、文言の修正等、軽微な変更を行う場合がありますことを申し添えます。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第 2 号議案、「ぶり飼付漁業の保護区域に関する委員会指示について」は、原案のとおり、委員会指示を発動することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することといたします。

続きまして、第3号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

志和チーフ

それでは、第3号議案 定置漁業の保護区域に関する委員会指示について、説明いたします。

第2号議案と同様に、定置漁業の保護区域に関する委員会指示についても、令和5年8月31日付けで失効することとなり、漁業権の免許申請者から新たに保護区域の設定申請がありましたので、委員会にお諮りするものです。

1ページの委員会指示案をご覧ください。

1の制限の内容ですが、保護区域内及び免許区域内で行ってはならない行為として、2点を記載しています。(1)当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。(2)かき網、身網、ロープ、浮き玉、その他の定置漁業を営むために敷設している漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。

このうち(2)については、令和5年6月12日開催の第22回委員会におきまして報告いたしましたとおり、今回から追加したもので、6月23日から7月22日の間、意見公募を行いました。意見の提出はありませんでした。

次に、2保護区域です。7ページをお開きください。

設定基準について説明いたします。下の図説を併せてご覧ください。

(1)の基準線は、免許区域の沖と丘それぞれの区域線の中央を通過する直線をいいます。(2)の基準点は、保護区域を決定する基準となる点で、基準線上のア、イ、ウの点です。(3)の前面、後面は、基準線に直角をなす直線の方をいい、端がある方を前面とし、両口の場合は端の広い方が前面となります。また、基準線を挟み前面の反対方向が後面となります。(4)の沖合は、身網の基準点イから沖の基準点ウまでをいいます。

(5)保護区域は、沖及び丘の各基準点ア、ウから前面及び後面の各方向に距離で示した4点を直線で結んだ区域で、下の図説では、それぞれ太線で示した四角の枠内が保護区域となります。その内側に左の図では長方形、右の図では逆三角形の免許区域を例示しています。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側を除きます。

資料1ページにお戻りください。

3の指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時まで、4の指示の有効期間は、免許期間である、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとしています。

2ページ以降の別表に各定置漁業権別に保護区域の内容を記載していますが、8ページに一覧表で整理しておりますのでご覧ください。

今回の保護区域の設定申請件数は、定置漁業の免許件数34件のうち、30件となっています。免許予定番号定第1,015号の有限会社田野大敷は、今回新たに申請がありました。その他の29件の申請内容は、従来と変更はございません。

なお、公報に登載する委員会指示につきましては、担当部署の指示により、文言の修正等、軽微な変更を行う場合がありますことを申し添えます。説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

資料の差し替えがございましたが、1,013、1,017、1,034があったと思いますが、それがいずれも設定なしというのは理解しました。しかし、1,001設定なしですが、載せなくてもいいのかもしれませんが、別表に載らないのは、これはよろしいでしょうか。

志和チーフ

別表につきましては、設定なしのものは外すというのが正しいということで、郵送した資料にはここに全て載せていましたが、外して掲載しております。

石田委員

設定なしということは、最初から載せる必要がないということで、よくわかりました。

木下会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」は、原案のとおり、委員会指示を発動することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

ご異議ないようですので、ご異議ないようですので、第3号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することといたします。

本日の議案は以上ですので、第24回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

本書は、第 22 期第 24 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 石田 実 _____

議事録署名委員 中澤 芳江 _____